

平成 25 年 3 月 30 日

理事各位

第 90 回理事会議事録（拡大理事会）

開催日 平成 25 年 3 月 25 日（月）
場 所 東京都障害者スポーツセンター 集会室
出席者 妻屋理事長・大濱副理事長・赤城専務理事・佐々木理事・玉木理事・
小島理事、山崎監事・鈴木監事・小林理事（東北ブロック）・
土谷理事（北越ブロック）路川理事（関東ブロック）・
松井理事（近畿東海ブロック）珍行理事（中四国ブロック）・
矢羽田理事（九州ブロック）
委任状提出 千葉専務理事、澤藤理事、廣島理事（北海道ブロック）

議 題

1. 各ブロックからの報告
 - （1）ブロック会議の日程
 - （2）その他の報告について

2. 本部からの報告
 - （1）損保協会助成によるピアサポート事業の報告
 - （2）インターネット版全国車いす宿泊ガイドの報告
 - （3）脊髄損傷患者の社会参加ガイドブック製作事業について
 - （4）政策委員会等の報告
 - （5）各種要望書提出等の報告
 - （6）その他

3. 公益法人への移行申請について
 - （1）定款の改定案について
 - （2）規定・規則等の素案について

4. 今後の全脊連の方向性について

5. その他

1. 各ブロックからの報告

《東北ブロック》

ブロック会議：平成 25 年 9 月 21 日（土）会議・大観荘（松島）、9 月 22 日（日）ゲートボール大会を実施。東北ブロック代表者会議（北上）において、開催する。

《関東ブロック》

ブロック会議：千葉県支部主催で行う（日程は未定）

全脊連総会の開催：全脊連の平成 26 年総会開催については、開催地として“神奈川県”を予定し、本部理事・神奈川県支部・千葉県支部より開催担当役員を選出し、進めていく事としている。

関東ブロック長：平成 25 年度・平成 26 年度の関東ブロック会長は群馬県支部の飯塚智宏氏・副会長は細野直久氏を選出している。

《北越ブロック》

※ 富山県の砺波ロイヤルホテルにおいて開催する（社）全国脊髄損傷者連合会の全国総会富山県大会には大勢の方々の参加を要望いたします。

ブロック会議：全国総会を平成 25 年 6 月 8 日（土）に富山県“砺波ロイヤルホテル”で開催する等の理由で平成 25 年 3 月 17 日に、石川県で開催した。

（要望項目）

イ、長崎県支部への連絡先を知りたい。（郵送書類が届かない）

ロ、全国総会用の“スローガン”“決議文”の送付先を連絡下さい。

ハ、エネオスのガソリン代について、ガソリンスタンドにおいて現在より、より安い料金で利用できるよう、交渉をお願いしたい。

《近畿東海ブロック》

ブロック会議：平成 25 年 9 月 8 日（日）岐阜の“大垣フォーラムホテル”において開催する。車椅子使用者用駐車場：近畿東海ブロック内では全体の 9 支部のうち、4 支部が“佐賀県パーキングパーミット制度”（県の施設・ショッピングセンター等の身障者用駐車場に県内に共通する身障者用駐車場利用証を交付）導入または導入を予定している。が“健常者が駐車する・駐車場が狭い・妊婦さんが駐車する等々”で、以前より状況が悪くなっている状況である。改善をお願いしたい。

※ 以下の意見が出された。

イ、パーキングパーミット制度（利用証制度）は、現在では他県オープンになっているので（28 都道府県で相互乗り入れが可能となっている）活用を広めていく要望活動を今後も行なっていく必要がある。

ロ、日本でも自動車のナンバープレートにアメリカ方式（プレートに〇障を入れる）を採用してもらおう。

ハ、それぞれの県の対応としては“条例”を作れば対応は終了の感がある。今後は、知事会等への働きかけが必要と思う。

※ 会費の未納入支部に対して、会費納入の催促を行なった。

《中四国ブロック》

ブロック会議：昨年度のブロック会議は開催できなかった。今年度は未定。

中四国ブロックの現状等

イ、四国地区の愛媛県支部は支部長が交代する等活動を始めているが、高知県支部は会員が少なく、今後の支部活動は支障が出る状況。

ロ、岡山・山陰支部では、車椅子利用者用駐車場の確保のため県議会議員に要望活動を行なった。

※ 全脊連が、公益社団法人資格を取得した場合、支部として認定される会員数は10名以上となるため、会員数が9名以下の支部の扱いを、今後は検討していく必要がある、との説明があった。

《九州ブロック》

※ 矢羽田理事及び藤田福岡県支部長から「第90回拡大理事会での議題 について」資料の提供があった。

※ 藤田福岡県支部長から「労災介護補償制度給付額の見直しに関する要望について」資料の提供があった。

※ 鹿児島県の日高支部長から「第90回拡大理事会での議題及びビジョンについて」資料の提供があった。

ブロック会議：平成25年10月10日（木）福岡市中央区[西鉄グランドホテル]で開催する。

(九州ブロックの状況)

イ、長崎県支部及び佐賀県支部の支部活動が停滞気味である。従って本部要請の代議員が選出できていない。

ロ、九州ブロックの場合、第22回総会福岡県大会やその他ブロック会議を利用し、主に労災の会員募集を行い会員増強に努めてきた。そのため、“労災問題に関する対応”に注目が集まり、会議でも“労災補償制度”“労災福祉制度”等について、本部が積極的に要望活動を行い、成果を上げてもらいたい等の声が多く出されている。

鹿児島県支部の日高支部長からも、今回の拡大理事会で要望するよう、書面で提出されている。

ハ、九州ブロックでは、労災保険制度の利用・介護保険制度の利用・自立支援法の利用等について、労災会員は労災保険一本での利用で進めて貰いたい。

そのためにも、引き続き、労災補償制度に対する九州ブロックの要望を是非受け入れていただきたい。

※ 現在、全脊連の会員は非労災の会員が増加しており、支部によっては労災関係の話を出すと敬遠されるケースが出ている。従って、支部活動の活発化を図る場合、この点も考慮して進める必要が出てきている、との意見が出された。

※ 労災補償制度に関する要望活動は、既に3回から4回行なってきた。根本は国が決めており制度全般の入れ替えになること・労災による介護給付を受けている人の数が激減している問題・交渉方法等の問題等々、一言で言えば“攻めあぐねている”状況である。

※ その結果、25年1月に田村憲久厚労大臣に提出した「労済保障制度の見直しについての要望書」は、介護保険制度を絡めないなど織田理事の要望文章の中身を一部変更したもので、今後は再度検討を行い、改めて労働委員会の議員や（例えば榊議員）を介し、ロビー活動などを行い、積極的に要望活動を行う事とした。

※ 鹿児島県支部から全脊連の今後のビジョンを示してもらいたい、とのことについては、現在進めている公益法人移行のための定款第3条の目的と第4条の具体的に実施する事業が全脊連のこれからのビジョンといえます。これは、全国総会で審議され可決されたものです。つまり、「重い障害があってもそれぞれの地域で差別されることなく普通に暮らせる社会」を目指して活動して行くと言えます。また、これは国連の障害者権利条約の精神とも合致しています。

2. 本部からの報告

(1) 損保協会助成によるピアサポート事業の報告

- イ、平成24年度分に続き、平成25年度分の助成（500万円）が決定された。
- ロ、褥瘡予防編についての冊子を発行したのにつづき。2年目は住宅改造・移動についての冊子を発行していく予定。
- ハ、全脊連の10支部がピアサポート活動を実施した。（個別ピアサポート含む）
- ニ、個別ピアサポート活動を行う際、県及市の広報を利用し、活動を行うPRをすると、効果的である。又、県知事の後援等を取得し開催する。（神奈川県支部の場合）
- ホ、ピアサポート活動を行うにあたっては、記録を残し、サポート活動経費の請求を本部に、是非行なっていただきたい。そうすることで、自己負担金が少なくなり、より活動が活発になっていく。

(2) インターネット版全国車いす宿泊ガイドの報告

- イ、全脊連と（株）キロックスとの間で進めているインターネット版宿泊ガイド作成について、新たなサーバー導入により、簡単でしかも入力しやすい状況が生まれ、230の宿泊施設がリニューアル完了。又、新たなホテル等に対し、ID・パスワードを作成し直す事としている。
- ロ、宿泊施設の内容（アクセス等々）について、確認のお願いを書面にて要請することになっている。

(3) 脊髄損傷患者の社会参加ガイドブック製作事業について

- イ、脊髄損傷患者が社会生活を送る上で必要な情報を的確に調査研究を行いガイド

ブックを作成し提供していく。今年度は、前述のとおり、住宅改造・移動に関するガイドブックの製作を予定している。

(4) 政策委員会等の報告

イ、内閣府の政策委員会の開催は、前回の理事会報告、以後、開催されなかった。

ロ、差別禁止に関する法制の必要性について、ロビー活動を行なった。

A、現状として、差別にあたると思われる事案が多数存在する。

B、国民の障害への理解不足がある。

※ 法律がなければ実現しないため、何が差別にあたるのかの“物差し”を明らかにし、社会のルールづくりが必要。法的な保護の仕組みを用意する。

(5) 各種要望書提出等の報告

イ、現在、全脊連の各支部より140項目の要望が本部に上がっている。この要望項目について“検討委員会”を立ち上げ、優先順位を付けて要望活動を行なっていきたい。

(国においてやること、地方においてやること等を区別しながら)

ロ、本部に上がっている要望は“本部で取り組む要望項目”“ブロックで取り組む要望項目”“支部で取り組む要望項目”の仕分けができていない項目があるため、区分けを行なって進めたい。

ハ、バリアフリーに関する要望では、大都市圏のバリアフリーと地方都市でのバリアフリーは、温度差が大きい。例えば、地方の電車は車いすが入らない車両が現在もある。又、人力での対応をしている駅もあり、地方でのバリアフリー化は進んでいないため、各支部において要望活動を行う必要がある。

ニ、全脊連の総会開催はバリアフリー化を推進するために、大いに役立っている面もある。駅舎・バス等のバリアフリー状況の調査が必要と考えている。

3、公益社団法人への移行申請について

公益社団法人への移行申請については平成24年12月28日に移行認定申請書を提出した。

※今回の拡大理事会では、本部及び玉木理事より「公益社団法人全国脊髄損傷者連合会定款」(冊子)・「組織図」・「総会の進行表」等々の資料が配布された。

※全脊連の公益移行申請を担当している所轄官庁の立場は“移行して問題がない”という資料の作成を行なっており、移行のためのサポートをしている。

移行の手伝いをしている。と説明があった、との報告があった。従って、移行申請書の提出後は所轄官庁より、多くの問い合わせがあり本部として対応してきた。現在のところ、公益社団法人の定款4条が残された最重要項目となっており、この項目、本部の事業計画書は既に提出済みで、東京支部の事業計画書が未提出となっており、早急に提出の運びとなっている。東京支部の事業計画書が提出されれば、移行認定の判

定を待つのみ状況となっている。(定款第4条：本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。特に7項目)(注意：事業内容と事業計画が一致している必要がある。)

※ 鹿児島県支部の日高支部長より、公益社団法人移行申請書に関して、所轄官庁より問い合わせが多い感じがするがどうしてか、との質問があったが、書類内容のミスの訂正等ではなく、全脊連の内部では通用する文言が外部の方々には理解できず、説明の必要がある文言等々についての質問が大半であった。

※ 所轄官庁と本部の玉木理事との間では、申請書内容について“詰めの作業”を完了した。但し、7名の一般委員の判断は読めないため、気を緩めず、努力していきたい。

(今後の全脊連の方向性について)

各理事より以下の意見が提出された。(現状報告)

イ、ブロック内でも支部活動が活発な支部と、活動が停滞している支部がある。言葉が悪いが機能不全となっている支部に対する支援方法が分からない、という現状がある。どのように打開していくのか。

ロ、会員の減少に歯止めがかからない。

ハ、支部の財政が厳しい。対応策が見つからない。

ニ、後ろ向きの話や対応はやめよう。本部事務局で作成した“会員状況報告”を見ると山形県支部を含め、ピアサポート活動を行なっている支部の会員数は増えている。公益社団法人の定款第4条の“一般相談支援事業”“特定支援相談事業”“基幹相談支援センターを運営する事業”“地域生活支援事業”等々を行なっていこう。

ホ、スカイプ会議(画面は出さなくても、声だけでもいい)を開催することを強く希望する。この提案に同意する理事が大半を占めた。

※ 千葉専務理事は脊髄の損傷部位に異常が発症したり、腎臓機能が低下する等で入院加療中。

※ 澤藤理事は肺機能に異常が発生したため、入院加療中の連絡がされた。

以上